中小企業政策審議会 第4回金融ワーキンググループ 議事録

中小企業政策審議会第4回金融ワーキンググループ 議事次第

日 時:平成27年12月10日(木)10:00~11:40

場 所:経済産業省別館1階114会議室

- 1. 開 会
- 2. 関係機関ヒアリングを踏まえた討議
- 3. 事務連絡
- 4. 閉 会

○ 菊川金融課長 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会第4回金融ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、委員5名中全員に出席いただいておりまして、中小企業政策審議会令第8条に 規定されます過半数の出席を満たしていることをまず御報告いたします。

審議に入る前に、本日の配付資料の確認をいたします。

皆様のお手元に、座席表、配付資料一覧に続きまして、資料1として議事次第、資料2「ヒアリングを踏まえた論点整理と方向性(案)」、そして参考資料といたしまして、3つ、第1回、第2回、第3回の議事概要及び配付資料、また関係団体、ヒアリング団体の提出資料ということでお配りをしております。参考資料は事前に関係者の皆様の確認をいただきまして、ホームページにもアップしているものでございます。御確認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては、村本座長、よろしくお願いいたします。 〇村本座長 おはようございます。

きょうの会議は、御了解いただいておりますように、公開ということで行います。議事 録、議事概要についても、後日、公開ということで行いたいと思います。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

前回、前々回、関係団体等からのヒアリングをさせていただきまして、さまざまな問題点、御指摘をいただきました。それを踏まえて、今までの議論の整理という形で、「中間整理(論点整理と方向性)」ということで、我々のミッションは、年内は方向性ということでございますので、それに向けた整理をしていただいたということでございますので、まず、菊川課長から御説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○菊川金融課長 御説明いたします。お手元の資料 2 「中間整理(論点整理と方向性)(案)」について御説明申し上げます。

1ページおめくりいただきまして、目次がございます。6つの項目が書かれております。まず、0.としまして、委員の先生方から、今回の検討に当たっての視座ということで、第1回目のときに座長からもいろいろと、これまでの過去の経緯等々ございました。それにつきまして、御視座ということで整理をしております。また、今回のこの資料につきましては、委員の先生方、またオブザーバーの皆様に事前にお配りをしておりますので、以下の中身につきましては、多少論点を絞って簡潔に御説明を申し上げたいと思います。

1番目が責任共有制度の在り方、2つ目がセーフティネット機能の在り方、3番目が保証料水準等の検証、そして保証協会の業務の在り方、そして地方創生等への貢献ということで、5つの論点を挙げさせていただいております。

おめくりいただきまして、5ページ目でございます。1つ目の論点、責任共有制度の在り方としまして、①「一律 8 割」となっているところについての取り扱いでございます。現状と、また、1回目の資料の方向性のところについては省略させていただきまして、その後、7ページ目でございますが、委員の先生方からさまざまな御意見をいただきました。

記載のとおりでございます。また、8ページ目以降は、2回にわたりまして、関係団体の皆様からの御協力をいただきましてヒアリングをいたしました。その中の主な意見を整理しております。この後の論点もそうですけれども、中小企業団体、また金融機関、おめくりいただきまして10ページ目でございますが、保証協会、そして全国知事会ということで、主な意見を整理をさせていただきました。それらを踏まえまして、ヒアリングの場でもいろいろと意見交換ございました。それを踏まえまして、責任共有制度の在り方につきまして、これまでの討議やヒアリングを踏まえた検討の方向性(案)ということで、11ページにお示しをしてございます。

11ページ目でございますが、①として、保証割合を一律8割とするのではなくて、企業のライフステージにおいて、金融機関と保証協会が適切なリスクシェアリングのもとで支援の目線を合わせて、例えば、創業期には手厚く支援するのですけれども、徐々に保証利用を減らして、金融機関の責任割合を高めて、最終的には保証からの卒業を目指す形ということで、事業者と金融機関がともにインセンティブを持つような仕組みにできないか。こういったところにつきましては、議論の中でおおむね合意が得られたのではないかということで整理をしております。ヒアリングの中でもございましたけれども、制度上は一律で8割となっておりますけれども、一部、現場におきましては、プロパー融資との協調という形で、事実上、柔軟な責任割合の設定が行われていることがヒアリングの中で確認されたということかと思います。

そうした今後の方向性におきまして、詳細を検討していく必要があるわけですが、そこにつきましては、やはり現在の企業のライフステージや資金規模、さまざまな実態をもう少し精査していく、検討していくことと、あと、2)でありますが、保証付き融資とプロパー融資の協調ということがヒアリングの中で多数出てきたわけですが、そのときのいろいろな関係者の取り組みの状況が一体どうなっているのか。

また、3)としまして、海外の保証制度、ヒアリングの中で、アメリカの事例でありましたり、ドイツの事例が出てまいりましたが、そこをもう少し確認をしていくこと。

また、4)といたしまして、中小企業の実態、環境変化の影響というとろが実際どうなるのか、これをあらかじめいろいろと確認をしておく必要があるだろう。

また、現場からの意見がありましたけれども、やはりわかりやすさ、利用しやすさといったところ、また、協会の現場裁量、そういったところについても論点整理がございました。こういった点につきまして、詳細を今後検討していく必要があるのではないかということかと思います。

そういったことで、一律8割ではなくて、今、申し上げたような適切なリスクシェアリングということでございますが、③にありますとおり、市場原理だけで十分に資金が行き渡らないような場面、状況については、政策的意義を含めて、引き続き 100%保証が必要ではないかということでもございます。セーフティネット保証の扱いについては、後ほどまた御説明申し上げたいと思います。

また、④でございますが、地域経済の特徴という御指摘もありましたが、一方で、全国の保証協会において、公平に取り組みが行われるように、ある程度、政府のほうで一定のルールを整備しながら、ガバナンスも確保していく、こういうことも大事ではないかということでございます。

⑤でございますが、金融機関、事業者の取り組み状況のモニタリング、また、インセン ティブが働く仕組みの導入を検討すべきではないか、こういった方向性でございます。

ページをおめくりいただきまして、2つ目、1.の中でのもう一つの論点といたしまして、負担金方式と部分保証方式についての論点がございました。13ページ、14ページについては、構成は同じでございますので、省略いたしますが、15ページ目でございます。

これまでの討議を踏まえた検討の方向性ということで、いろいろなヒアリングの機会に、 やはり具体的な実務対応、例えば、稟議書でありましたり、業務マニュアル等々、確認を させていただきました。当初、論点として挙がっていたような引当金の計上方法の違いか ら実態的な差が生じていないかということがあったわけですが、そういった問題は生じて いないのではないかということで、そういった状態は認められなかったということでござ います。

一方、団体からのヒアリングでもございましたので、さらに調査・検討を進めまして、 負担金方式を採用するほかの金融機関についても同様に、引当金や支店のリスク認識に実 態的な差が生じていないかどうか調査を行うとともに、そういった事例が仮にある場合に は、差が生じないことが確保される仕組みを検討する必要があるのではないかという論点 でございます。

ただ、③でございますが、やはりヒアリングの中でシステム変更のコスト増についての 指摘もございました。この点についての留意を記載させていただいてございます。

16ページ目をお開きいただければと思います。セーフティネット機能の在り方でございます。17ページ目、18ページ目、19ページ目は同じような構成、20ページも同じような構成になっておりますので、省略いたします。

21ページ目にセーフティネット機能の在り方についての検討の方向性(案)を記載しております。

まず、セーフティネット機能の在り方でございますが、過去、リーマンショックや、東日本大震災のような非常に大規模な自然災害の経験がございました。こういったところにつきまして、より機動的かつ広域的にセーフティネットを発動できる仕組みを検討すべきではないか。一方、危機の状態が過ぎ去れば、後遺症を残さないで速やかにセーフティネットを発動する前の状況に戻れる仕組みを検討するべきではないかということでございます。

参考でございますが、※で書いておりますけれども、東日本大震災のときには特別立法で対応が実施されておりまして、将来、同レベルの危機の発生について、一層の機動性、迅速性を確保するためには、危機が発生してから立法措置ということではなくて、あらか

じめ措置を講じておくことが有効ではないかという論点がございます。

セーフティネット保証における「100%」の扱いというところでございます。大規模な経済危機や自然災害については、「100%保証」のところについても、維持するべきは維持するところの必要性については、おおむね合意が得られたのではないかということでございます。

1つ目の棒に書いておりますが、事業者みずからではコントロールできない外的要因の存在、また、事業者そのものに対する帰責性は乏しいのではないかということ。また、そういったときに、経済全体が急激に下降することによって、金融機関によってはリスクの分散ができないということで、そこについての手当てが必要ではないかということ。そういったことについて、実態経済に対して非常に深刻な禍根を残すということでございます。

ただ、②に記載しております、上記以外の危機等に対応するセーフティネット保証、「100%」の意義・必要性につきましては、それぞれのカテゴリー、今、1から8号がございます。そこについては、中小企業の健全な発展、また新陳代謝等の観点を含めて丁寧な見直しを行うべきではないか。特に構造不況業種、これはセーフティネット保証5号でございますが、今、自然災害に対応する4号と同様の扱いになっておりますが、これについて、どのように考えるべきか、ここは検討すべきではないかということでございます。

ページをおめくりいただきまして、22ページにはセーフティネット保証の「100%保証」、 今、申し上げました1から8号についてを参考として書かせていただいています。7号、 8号は既に8割保証になっているということでございます。その他、セーフティネット関連以外に、創業支援、また事業再生・経営改善関連、小口零細企業支援といったところに ついての100%保証が、今、制度上、手当てをされてございます。

3番目の論点でございます保証料水準等の検証ということで、23ページ以降、おめくりいただきまして、24、25ページについては同じ整理でございますので、割愛させていただきます。

26 ページでございます。保証料率につきましては、各種割引制度について検証をしっかり行うこと、また、それに連動する保険料があるわけですが、そこについての検証が必要ではないか。また、そのときに、最初の論点でございます一律8割のところの論点でございますが、それについて、保証割合が引き下がる場合に、これに伴って保証料の引き下げとか、割引、こういった仕組みを通じて経営力向上へのインセンティブといった観点も含めて、リバランスをするというところで検討すべきではないかということを整理させていただいております。

27 ページ、保証協会の業務の在り方ということで、論点 4 つ目でございます。28 ページ、29 ページ、30 ページ、また 31 ページの前段までは同様の整理でございます。

31ページの下段のところでございます。方向性(案)でございますが、地域に根差した保証協会の自主性を前提として、保証協会の評価について、これまで収支の観点が比較的多かったわけですが、経営支援の状況、再生支援への対応などを含めて、総合的に評価を

行う仕組みの検討が必要ではないかということ。

②でございますが、外部評価が可能となるような適切な「見える化」を行うとともに、 ガバナンスの強化という論点。

また、③でございますが、保証協会は回収業務をやっておるわけですけれども、回収業務の在り方、またシステム、事務手続の簡素化を含め、業務の効率化についての検討が必要ではないかということで、そういったことを含めて、今後の期待される役割や機能、これは10年前の整理と、また保証協会の在り方は非常に変わってきております。そこについて整理をして、あるべき姿を探求するべきではないかということの方向性を出させていただいております。

33ページでございます。最後の論点になります。「5. 地方創生への貢献・経営支援・海外展開等」ということで、その他の論点ということで整理させていただきます。33ページ、34ページ、35ページは同様の整理でございますので、最後のページ、36ページでございます。

まず1つ目、地方創生への貢献というところでございますが、現在、保証協会において、 再保険の対象となっていない分野においても、地方自治体と連携して、地域の資金需要に 応じるような仕組みが動いている地域もございます。例えば、国家戦略特区で、今、アグ リ保証ということで、農業ビジネスについての保証がございますが、これについての拡充 等といった地域のニーズへの対応についても、ヒアリングの場でも御要望や御指摘をいた だきました。また、今、非常に大きな政策課題になっています事業承継、また、事業の撤 退場面についての金融的な支援をどう考えるか。そういったさまざまなニーズについて、 保証を実施可能とする枠組みについての構築をどうしていくかということでございます。

また、②でございますが、再保険との関係の整理が必要かと思います。再保険で国からの財政支援をしているわけですけれども、それについて、地域に根差した制度である場合は、地方自治体のコミットメントといいますか、連携といいますか、そういったところの前提をどうするかというところでございます。

2つ目でございますが、経営支援の強化ということで、保証協会の在り方のところの論点とやや重複はいたしますけれども、保証協会の経営改善事業再生部分についての環境整備についての指摘もヒアリングの場で多数いただきました。また、事業承継・撤退面での支援等についてもございました。ここについて整理をさせていただいております。

また、海外展開のところについてもヒアリング等々の場でございました。リスク性の資金について、一義的にはエクイティ調達、もしくはメザニン等々ございますけれども、さまざまなファンドでありますとか、その他の政策金融との連携・強調といったところについての検討が必要ではないか。

また、アジア諸国においても、中小企業のアクセス・トゥ・ファイナンスについては非常に重要な課題になっておりまして、さまざまな国際会議で議論されてございます。信用保証制度の整備は日本は非常に先端的な部分になっているわけですが、アジア諸国から非

常に関心が寄せられております。我々事務局も多数、アジアの国からの施策等々、受け入れてございます。こういったノウハウの共有だとか、アジア諸国における金融全体の制度の一環といったところからの積極的な貢献、それがひいては日本の中小企業の海外展開の後押しになるのではないかということで、ここを引き続き検討すべきではないかということで整理させていただいております。

今回の資料につきましては、出てきました論点をできるだけ整理をしたということで、いわゆる前段といいますか、論点全てにかかわるような、例えば、中小企業の資金繰りをしっかりと万全を期していくとか、論点横断的なところについての指摘もいただいておりますが、今回、論点を整理していく上でそこに絞っておりますけれども、最後の取りまとめのときには、横断的なところについては、最後のところで記載をしたいと思っておりますが、きょうの御議論を踏まえて、その点も座長と御相談をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○村本座長 ありがとうございました。

前回のヒアリング以降、土日を挟んで、事務局にはかなり無理をお願いして論点整理を していただきました。あわせて委員の先生方にもさまざまな御意見をいただいておりまし て、御協力に感謝したいと思います。

今、御説明をいただいた部分には、検討課題というのでしょうか、今後考えるべきことが列挙されておりまして、それを踏まえた方向性ということになるのかなと思っておりますけれども、我々の検討の大前提は、検討の視座の冒頭に書いてありますけれども、この制度は小規模事業者にとっては生命線になるような制度でございまして、今後、言わずもがなではありますけれども、これが変わったから制度が変わるということで、資金繰りに問題が出るとか、そんなことがあってはいけないわけですから、そういうことはないことが大前提だと考えておりますので、そういう理解でお願いしたいと思います。

その中で出てきた論点の大きなものは、制度が一律であることが問題をもたらしているのではないかという論点が1つあるだろうと思います。その結果、さまざまな企業のステージに対応できていない可能性がある。もっと手厚いところがあっていいのではないかとか、あるいはそうでもないとか、一番大事なことは、中小企業の経営改善がスムーズに進んで、そして日本の現在の、毎年10万社、中小企業がなくなっていくという状況をどうやったら克服して、日本経済の活性化につながるかと、私の言葉を使えば地方創生につながるかということが大事なことだと思っておりますので、そのような視点で整理ができているのか。

さはさりながら、これも御指摘ありましたけれども、グローバルショックといいましょうか、マクロショックといいましょうか、とてもこの制度だけでは維持できないような対応も今まではしてきているわけですけれども、そういったものに対する、今後、何か別なアイディアもあるのではないかという御意見もあったかなと思いますので、そういったこ

とも入っているのかなと思っております。

私からはそれ以上申し上げることもございませんけれども、この整理について、委員の 先生方から御意見もいただきまして、それも踏まえてまたオブザーバーの方、あるいは各 省庁の方からも御意見をいただければ、次回の方向性の取りまとめに資するものだと思っ ておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ここではいつものことなのですけれども、委員の先生方に順番にお話をいた だいてと思っておりますので、いつも済みません、河原委員からお願いします。

○河原委員 では、私からは、皆様の御意見、2回、3回と伺いまして、皆様、共通してお話がございましたとおり、ライフステージや規模に応じた制度の見直し、さらには小規模事業者への配慮が必要という多くの御意見を伺いまして、当初から私の思いと一致していたということが確認できました。先祖から代々受け継いだ零細企業について、業歴が長いという理由で厳しくすることは避けるべきとの意見もございましたが、おっしゃるとおり、小規模事業者の持続的な発展を支えることも制度の見直しの中では共通の認識であると思いました。

各団体の御意見を伺いながら、私なりに、企業努力して収益性を上げようとしている中 小企業を助けるためには、あるべき制度の見直しというのは、少し新たな発想があっても いいのではないかと思い、本日、ここに、予防の仕組みの考え方を提案させていただきた いと思います。

新たな視点、大きな視点で考えた場合、これまでは経営が苦しくなった事業者を助ける 仕組みでしたが、今、医療で進められている政策検討と同様に、予防の観点からやっては いかがかと思いました。例えば、きちんと健康診断を受けてきた者には、異常時の治療を 優先する、ここで言う保証の仕組みを構築し、それをカルテのような情報として記録し、 問題となったときに活用できる。そして、そのカルテが支援機関の情報を共有することを 可能とし、例えば、他地域の関係機関との連携も容易になるのではないでしょうか。さら に、一律 100%という危機時のセーフティネット保証の際にも差別化され、例えば、カル テに事前登録制として載っている企業に関しては、優先して、かつ迅速に対応が可能とな るのではないでしょうか。

健康診断のメニューは、もちろん企業規模やライフステージに合わせて、例えば、個人と経営者の関係の状況や、事業計画の取り組み、その先の事業承継など、さまざまなものが盛り込まれることも考えられますが、中小企業経営者の目線を忘れず、簡単でわかりやすいチェック項目であることが必要です。病院に行ったときと同じように、経営者みずからの問診票、専門家による評価書や金融機関によるコメントなど、いろいろ考えられます。健康診断の実現のためには、中小企業を支援する全ての団体の協調関係の構築、さらに支援する人材の能力向上は急務です。

金融機関の目利き力のお話もたびたび出てまいりましたが、研修制度を弁護士や公認会計士などの専門家と協力したり、支援機関は各地域でいろいろな窓口がございますが、地

域によっては人材不足もございます。今ある、例えば、経営革新等認定支援機関を活用する仕組みを考え、各地域でその中小企業の支援のハブ機能として、よろず支援を中心とした仕組みを構築すること、それにより中小企業の経営支援を効率的に進めることが可能となると考えました。

地域の人材の支援力の差はよく耳にします。各県ごとの温度差というか、力の差も気になっております。これに対しては、中小企業庁のモニタリング機能を発揮することも期待いたしたいと思います。国が保証するからには、法人としての最低限のガバナンス、そしてアカウンタビリティーへの取り組みをすることが前提と私は考えました。

そして、この考え方の先には、きちんと健康診断を受けていない者に対して、保証料を 割高にするほうがよいのではないでしょうか。すなわち、国の保証を受けるには経営努力 をしていることが前提で、妥当な会計処理をしている会社に対し、現在、保証料を割り引 く制度となっておりますが、発想を逆にして、会計が余り明確となっていない方に関して は加算をするということもあっていいのではないかと思いました。ただ、当然ながら、冒 頭申し上げましたとおり、小規模・零細企業に対しては、一律ではなく、十分な配慮が必 要だと考えております。

次に、再保険との関係なのですけれども、ちょっとお話が変わりますが、これまで議論を重ねた中で、保証のバックサイドである再保険のお話が出てきておりませんでした。この制度は財政に支えられている制度で、再保険の部分に触れないというのはどうなのかなと思っておりましたが、今回資料の中で、26ページは括弧書きでしたし、36ページの最後の地方創生のところでも簡単に触れられておりましたが、保証料や再保険との関係をどのようにしていくのか、今後検討が必要ではないかと考えております。信用保証制度の持続可能性の視点からは、保証割合、保証料率、再保険の保証料率を見直すことで、政策効果だけではなく、長期的な視点で、ある程度、制度の収支安定を目指すことも大切ではないでしょうか。保証料率の見直しには、代位弁済率や回収率などをもとに、今後慎重な議論をすべきと考えております。

3点目といたしまして、協会のガバナンスについてですか、アカウンタビリティーの御意見もございましたが、公認会計士の立場から申しますと、アカウンタビリティー以前に、そもそも会計方針がどのようになっているのかが私にはわからないので、組織として基本から丁寧な見直しが、これもまた急務であるように考えております。協会として、今、社会的に求められているのは何なのか、明確にすることから始められるとよいと思います。この件に関しましては、私なりにさまざまな観点で御指摘できるものもあるかと思いますが、会議の中ではここまでにしておきたいと思います。

ただ、1点だけ御指摘申し上げますと、アウトソースすべきところはアウトソースし、 システムなどを利用して基幹的な部分を本部で統一的に管理するような体制が築けたら、 長い視点からもよいのではないかと思っております。

4番目といたしまして、支援保証制度と少し離れてしまうのですけれども、新たな資金

調達に関しましても、やはり見直すことも必要ではないかと考えております。クラウドファンディングのお話も出てまいりましたが、25年の金融庁の資料でも、2011年から 2012年で約倍にふえております。特に投資型クラウドファンディングは、中小企業に対しても活用できると思います。新たな資金調達として、資金供給円滑化のためにも、間接金融だけではなく、このような新たな手法の推進を検討していくべきではないかとも考えました。

最後に、今回、責任保証制度の中で、負担金方式と部分保証方式を見直すということで、 先ほど課長からその説明もございましたが、委員として、その違いがあるかないかの確認 が、私の中ではですが、明確に確認されたとまでは至っていないのです。その理由として は、金融機関の団体の方がいらっしゃいましたが、お受けしたのは、その方がいらっしゃ る金融機関だけのお話でしたので、できましたら業界全体はどうなのか、もしかしたらこ れは政府のほうが実態、そして問題点も知っているのではないのかと思いまして、もし可 能であれば、それとともに、もう少しマクロ的な視点で、中小企業、金融全体として、金 融機関がどのような状況になっているのか、実態につきまして、問題点も含めて、これは ちょっと申しわけないのですけれども、事務局から御説明をさせていただけたらと思いま す。

私からは以上です。

○村本座長 ありがとうございました。

事務局からリプライすべきこともございましたが、後で一括してさせていただきたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小林委員、お願いします。

○小林委員 ありがとうございます。弁護士の小林でございます。

信用補完制度の重要性、特に中小企業にとって非常に重要な役割を果たしているということについては、改めて、この場でも、皆様方からのヒアリングを通じて感じたところでございます。そして、その討議を踏まえた検討の方向性(案)をきょうお示しいただいたわけですけれども、基本的にその方向性(案)については理解できるなと思っております。ただ、これをどうやって具体化するのかというところが今後の課題であって、そこが難しいのだろうとは思っております。

その観点から、ちょっと気になったというか、関心を持ったところを指摘させていただくと、11ページの責任共有制度の在り方、一律8割の取り扱いというところの検討の方向性(案)のところです。一律8割とするのではなくて、企業のライフステージのもとでいろいろメリハリをつけるという方向性はそのとおりだろうと思っておりまして、そして創業期には手厚くするという方向性についても違和感は全くございません。

さらにつけ加えると、抜本再生局面では、資金的なことが必要になって、経営改善のために、新たな設備投資をするとか、設備を更新するとか、そういったものも含めてニューマネーが必要になるということがあります。その状態は、いわば第2の創業に近い形になることも考えられますので、第2の創業としての性格を有する抜本再生後の資金づけも重

要なのではないかと感じております。

それから、同じく 11 ページの⑤でございまして、事業者もみずから経営改善のインセンティブが働く仕組みの導入が非常に重要だと思っております。先ほど河原委員から、予防措置としてのカルテの作成というお話がありまして、なるほどなと思ったのですけれども、それは⑤のみずから経営改善のインセンティブが働く仕組みの一つの具体化なのではないかとも感じました。そういった意味で、具体化する際にいろいろなアイデアを検討して、さらに効果的な案が、具体的な案が検討できればいいなと思いました。

それから、責任共有制度のところで、ここには出ていないのですけれども、金融機関が信用保証協会の保証部分について、金利をどういうふうに取っているのかという点も気になりました。信用保証協会の保証部分であれば、リスクは負っていないわけですから、その部分を金利を下げるという方向も検討されていいのではないか。そうすれば、責任共有制度の部分で、弾力的な取り扱いについて、金融機関に対するインセンティブにもなるのではないかと感じました。

それから、セーフティネットのところでございますが、21ページでございます。ここで考えられていることも全くそのとおりだなと思った次第です。自然災害、あるいは経済危機について、機動的に発動できるようにもすべきですし、ただ、危機が去った段階では速やかに正常に戻る、こういうコンセプトが重要だなと思っております。

その観点からしますと、②に書いてあるところなのですけれども、構造不況業種に対するセーフティネットの保証第5号をどう検討するのかというのは非常に重要な問題ですので、これもぜひ具体化する際には、最重要論点の一つとして考えていただければと思っております。

それから、信用保証協会のガバナンスでございますが、情報開示をしていただくというのはガバナンスにとって非常に有益だと思っておるのですけれども、情報開示した後の内容について、どう評価してチェックするのかと、そういうことも必要で、それも前提にした情報開示だろうと思っておるところでございます。

とりあえずは以上でございます。どうもありがとうございました。

- ○村本座長 ありがとうございました。 それから、三神委員、お願いします。
- ○三神委員 ありがとうございます。

私は産業振興が主に専門領域になってくるので、そことの絡みからお話をさせていただこうと思うのですが、まず、前提として、中小企業と一くくりにしましても、地銀のお客様のレイヤーと、信金信組のいわゆる生活インフラを守っていかなければならないという事業者を対象にする場合とでは少し分けて考えていく必要があるのかなと、全体にそのような印象を持っております。

地銀のお客様の場合は比較的コンサルティング機能、どうしてもアウトソースでコンサル機能を強化するといった場合、税理士ですとか、会計士ですとか、弁護士ですとか、い

わゆるPLで言うところのコストサイド、あるいはBSの分析ができる方という、割とバックオフィス周りになってしまうのですが、より強化すべきはむしろマーケティング領域のほうになっていくので、この領域の販路開拓サイドのプロにアウトソースをしていくという形の強化は、特に災害展開を考えていく上での地銀は強化をしていく何らかの策が必要であろう。

一方で、信金信組のお客様は、よく海外の保証料率の比較といった議論が出てくるのですが、日本の特殊事情として、人口が減ってきているので、コンパクトシティ化を進めているような施策を打っている地域については、不況業種であったとしても、例えば、ガソリンスタンドですとか、そういったところが、どのタイミングまではぎりぎりもたねばならないけれども、どの部分からはもう縮小していいのだということが人口動態から見えてくると思いますので、こういった意味での地域性というのは少しきめ細やかに見ていく必要があるだろうと考えております。

あと、ライフステージごとという議論があるのですが、借入額の規模ごとに見ていくということ以外に、今、お話ししたいのは、よりアグレッシブなほうの、地銀のお客様のレイヤーで考えた場合、大きな産業動態を見ていくと、バイオですとか、医薬品系のベンチャーなどが出てきた場合は、製造業と製品開発サイクルは数年という単位ですけれども、支援していくときには、R&Dの期間のスパンがずっと長いのですね。こういったものに対しては、どのタイミングまで支えるかというような判断が大きく変わってきますので、どうしても業況というような見方をしがちなのですが、産業構造であるとか、産業の種類ごとの、お客様の対象としている、それごとの判断も、ライフステージが、IT業界のスタートアップ、あるいはアーリーステージと、製薬・バイオ関係とは全然違ってくるので、このあたりは、例えば、海外と比較するのであれば、出口までに海外は何年くらいかかっているのか、それによって妥当と見るのか否かというような比較、このあたりの分析も精緻にやっていく必要があるであろうと感じております。

あと、構造不況業種の5号のお話なのですけれども、さきにも申し上げましたが、構造 不況業種という定義づけになっているものの根拠、どのような分析によってそれがそのよ うに区切られているのかということをまず見る必要があることと、先ほどの生活支援型イ ンフラに当たるような業種については、地域の投資全体の政策との兼ね合いで閉じ方を検 討していく必要があると考えます。

先ほどカルテというお話が出ておりましたけれども、定期的に健康診断のようにやっていく考え方も一つあるでしょうし、スイスの例なのですけれども、開発期間が長いようなものに関しては、いわゆるデューデリジェンスの超簡易版、ホームリスクですとか、貸す側にとって外せない、あとは、貸した後にきちんとそれが収益に結びついていくかというところは、人材のバランスの人事コンサルなどが見るような、ちょっと特殊なコンサル領域がありまして、通常のデューデリだと大手が数千万単位でという話ですけれども、中小企業向けに10万とか20万とか、そのぐらいの簡易パッケージで、とにかくこれを受けて

ください、その受けるコストについては補助を出しますよという政策があって、こういったものを受けたら、保証協会のサービスを使うのもちょっと検討しましょうかというような、定期的にやっていくもの以外に、一気にばっと見るようなやり方も海外ではあることも少し思い出したので、加えさせていただきます。

あと、「見える化」のお話なのですけれども、どういうものを見える化すればいいのかということで、これはいろいろ議論があると思うのですが、例えば、支援機関といった広い意味で言うと、日本の場合は連邦制ではないのでちょっと違ってくるのですけれども、ある程度地域性を考慮してということになってきますと、それぞれの支援機関、商工会議所であったり、地元の金融機関であったりというのが資本を出し合って中立的な組織をつくって、そこが、例えば、マッチングをしていますということだけで報告業務が終わるわけではないのですね。マッチングをしたら、どれだけ契約締結に至りました、あるいは投資を呼び込みましたという数値で、競争をそれぞれさせていたりということがありますので、見える化というのがどういうタイプの数値を出していくと、日本に合ったタイプのモチベーションアップにつながるのか。

あと、最後になりますが、保証料率のところを弾力的にするのであれば、これは例えば というお話ですけれども、銀行側も、イスラム金融みたいな話になってきますけれども、 より自分たちのコンサルティングが効果を発揮し、そして業績が上がったならば、アップ サイドの利率をとっていけるような柔軟さを持って波に対応していくというような、金融 機関側の改善もあるとよいのではないかと考えました。

済みません、もう一点ありまして、金融機関相互の連携というお話が出ているのですが、 私の記憶が正しいかわからないのですが、女性の地銀の行員が御主人の転勤にくっついて 異動しなければならなかった場合、途中で地銀間で受け入れるということを一時やってお られたと思うのですが、人事交流がそれだけ柔軟に地域間にまたがってできる前例がある のであれば、例えば、産業構造が似ているところ同士の人事交流であるとか、連携という と、業務単位になるのですけれども、少しリージョンを広くとったような、人事制度上、 あるいは組織上の運用の仕方もあるのかなと、済みません、ちょっと保証業務とは外れて くるのですが、そんなことを感じました。

以上になります。

- ○村本座長 ありがとうございました。 それでは、家森委員、お願いします。
- ○家森委員 ありがとうございます。

まず、これまで関係者の皆さん、いろいろ教えていただきまして、ありがとうございま した。大変勉強になりました。

まず、検討の視座ですけれども、ここに書いてあることについて、私もほかの先生と同様で、ほぼ、こういうような方針でこれまで意思統一ができてきているのではないかと感じております。もう少し個別・具体のところを私なりに、ほぼここに書いていることに尽

きるのですけれども、あえて、もう一度強調させていただこうと思います。

まず、15ページの責任共有制度のうち、負担金方式と部分保証のところであります。これについては、先ほど河原先生からもございましたように、前回、ヒアリングで聞いた事例については、非常に印象的であって、きっちりやられているなという印象を私自身も持ったわけであります。

ただ、これが本当に全てそうなのかという点は引き続きウオッチをしておく必要があろうと思うのです。特に、今後、一律80%を改善して、例えば、50とかと入れるということは、要は、制度としてはハンドルを微妙に切ろうとするわけでして、それが現場のところでは全く動かないようでは、こちらに書いても意味がないということですので、反応度がきっちり出てくるような仕組みがちゃんと現場でとられているかを今後も引き続き見る必要があろうかと思います。

それから、疑うわけではありませんけれども、銀行の方々は、部分保証を入れるとシステムは大変だとおっしゃっているのですけれども、どの程度大変なのかは私にはよくわからないので、これは今後精査をしていくことが必要なのかなと思いました。

ということで、仮に負担金方式を今後も続けていくとしても、負担金方式の形で、支店の現場で、ちゃんと制度の思ったように動いていただけない金融機関については、より動きやすいほうの制度に変えていくという可能性は残るのかなと、現時点では思っております。

それから、21 ページのセーフティネット機能の在り方のところであります。ここでの一番大きな論点は、さっき小林先生もおっしゃったように、セーフティネット5号の扱いであろうかなと私も思っております。先ほど、三神先生からも、構造不況業種とは何かという御意見もありましたように、そもそも構造不況業種ということ自体も問題になるかもしれませんが、まず、議論の前提として、セーフティネット5号での代位弁済の発生の状況であるとか、保険の収支とか、保証の収支、それから、5号での利用者の実態、簡単に言うと、ずっと構造不況業種だということで、これを何年も受けられているお客さんばかりなのか、同じガソリンスタンドでも、入れかわっているのだということなのか、そういうあたり。

それから、5号は結構破綻が多い、代位弁済が多いと聞いているのですけれども、仮に そうだとすると、それはどういうお客さん、ずっとやっていって倒れるのか、何かのとき にばっと来たのが突然ぱっと倒れていくのかということで、5号が仮に問題だとしても、 今後、5号の広い意味での利用の実態を詳しく調べていくことが重要ではないかと思いま す。

これを調べると、今、私、ちゃんとした数字がなく言いますけれども、この5号がかなり収支を、足を引っ張っているとすると、ここの部分で何らかの対応をすると、その部分をもっと、例えば、部分保証でやられているようなところは逆にすごく黒字が出ているのだとすると、そこはすごく下げることができるのではないか。これは商工団体とかの考え

方にもよりますけれども、非常に悪いところに総体的に資源をたくさん入れるのがいいのか、やや部分保証になってきたようなところに回していくのがいいのかを判断することが、数字に基づいて判断できるようになるのではないだろうかと思います。26ページのところに保証料を引き下げるという商工団体からの御要望がありますが、1つは、それが原資になり得るのかなと思いました。

それから、100%保証を危機のときに残すということはほぼコンセンサスになっていますし、セーフティネットのいろいろなタイプ、構造不況といいますか、5号でも全部なくせという意見は多分、出てこないと思います。必要なところはあるだろうということで。多分、見直しした後も、100%保証は残るだろうと思うのですけれども、その場合には、そもそもの論点であるモラルハザードの問題が残ってくるわけです。モラルハザードは金融機関にも起こるし、借り手にも起こるしということなのですけれども、この場合、3つぐらい対応が考えられると思うのですね。

1つが保証制度のところで対応するというので、部分保証に変えるとか、先ほど幾つか 御意見ありましたが、保証料を引き上げるとか、そういう形で対応するのが1つ。

それから、2つ目は、保証協会の監視という形で見ていく。特に金融機関について、不 適切な使い方をされていれば、そこへチェックをかけることができる。

それから、3つ目は、銀行監督の形でもってこれに対応することも可能かと思います。 21 ページの議論と、先ほどの 11 ページの⑤のところに、保証を利用する金融機関、事業者の取り組み状況、モニタリングをしということですが、このモニタリングは誰がするかとなりますと、金融機関の場合ですと、やはり金融庁にお願いすることになるのかなと思うのですが、後ほどまた時間があれば、きょうではなくても結構ですし、今後も議論が続いていくということなので、保証制度の利用状況について、銀行監督の観点でどのように見ていらっしゃるかを教えていただけたら、例えばですけれども、信用保証の枠があれば、きゅっと流すだけで融資をしているということが検査・監督で見つかったときにはたくさん貸して頑張っているというのか、ちょっとどうなのですかとおっしゃっているのかというところを、もちろん、きょう急に聞いても難しいと思いますので、どこかの機会に教えていただいて、銀行監督のほうからも牽制効果を期待しても大丈夫なのかと、そういう点を少し教えていただければと思いました。

それから、31ページの協会の業務の在り方のところなのですけれども、今、緊急保証などで、かなり大きなスケールになったわけでして、平時はもっと小さくあるべきだと多くの方々が思っていらっしゃると思うのです。でも、いざというときにはちゃんと、火事になったら行かないといけないということは、消防自動車を用意しておかなければいけないわけです。火事が起こってから消防自動車をつくっていては間に合いませんので。そうすると、平時のときに何かしてもらわないといけないと思うのですね。例えば、30ページのところで、保証制度において小規模事業者への支援を強化してもらいたい、金融機関と協調した経営支援や再生支援を行っていただきたいという金融機関のお声があるように、小

規模・零細企業に対して、協会がもっと平時に企業支援をされていくということは非常に 重要ではないかと思っております。こういう点、あるべき姿という、31ページのところに 書いているところで、できれば、より強調していただいて、今後検討していただければと 思っております。協会には非常に重要な役割が平時でもあると思っておりまして、それが 企業支援ではないかと思っているということです。

それから、36ページ、最後でありまして、ここも協会と関連があるのですけれども、経営支援の強化というところで、100%保証をこれからも残すことになりますと、100%保証の場合でも、経営改善を金融機関の方が一生懸命されている事例をこの間教えていただきました。しかし、同時に、そういうものは少ないという率直な御意見といいますか、御感想も教えていただきました。当然、そうなりますと、100%保証の企業に対する経営支援というのは、金融機関が負うというのは、制度設計上、なかなか難しいわけで、そうなると、どうしても、これは 100%保証、リスクを負っている方が対応するという意味で、やはりここからも協会にかなりの期待をしてしまうわけです。

そのとき、少し申し上げましたけれども、例えば、100%保証です、企業が苦しいですというときに、経営改善計画を企業が専門家と一緒につくられる。そこには債務免除も少し入っている。銀行に持っていくと、それは 100%保証なので、銀行としては、例えば、信用保証協会と相談してくださいとおっしゃる。協会に行くと、協会は、まだ代位弁済も起こっていないので、自分のところではよくわからないとおっしゃると言われる人もいらっしゃる。ぜひ前広にそういう経営改善というのをやっていただけるような仕組みになるといいのかなと。心配なときには、まだ代位弁済を受けていなくても協会と相談ができるという形に広がっていければいいのかなと思っておりまして、経営支援の強化についても、協会にもたくさん御注文出して申しわけないのですけれども、ぜひ、これから議論として、それをやれる体制を、仕組みとしても考えていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○村本座長 ありがとうございました。

委員の先生方からさまざまな論点で整理をすべきことを御提言いただきました。私も言いたいことはあるのですが、余り私が言って、まとまらなくなるとまずいのであれですけれども、共通しておっしゃったことの1つは、我々、ヒアリングをさせていただきましたけれども、ひょっとすると、とてもいいお話しか聞いていないのかもしれないという気持ちもないわけではありませんので、その辺をきちっとフォローしてほしいということもございます。

それから、ステークホルダーという観点からすれば、この制度を利用している金融機関の数は数百であり、保証協会も五十幾つあるということですので、やはり全部同じになっているわけではないだろうということであれば、その辺も少し濃淡があるのなら、ちゃんとチェックしなければだめだよなという感じはしております。そういうことも踏まえて、今後、メニューの多様化とか、あるいは経営支援といっても、一言ではくくれないものも

ございますので、その辺も考えなければいけないなと。ただ、方向性を見るときに余り細部にこだわっても方向性は見えませんので、細かいことは第2ラウンドに任せるとして、とりあえず我々の方向としては、原案にあるようなことが大体そうなのかなという気がしすけれども、この段階で、菊川さんから多少コメントがあれば、してください。

○ 菊川金融課長 たくさんの指摘をいただきましたので、全てお答え切れるかどうかですが、特にファクトベースのところで御回答したいと思います。もし補足がありましたら、金融庁なりに補足いただければありがたいと思います。

まず、河原委員からありました再保険のところについては、今回、方向性として書かせていただきますので、まさに国が関与している部分はここが一番大きな部分ですので、そこについてはしっかりと検討したいと思います。また、持続可能性という御指摘もいただきました。その点はしっかりと我々事務局でやらなければいけない作業かなと思います。

業界全体のマクロのところは、特に金融庁から補足いただきたいと思いますが、資金繰りのDIなどは非常に改善をしてきているところですし、あと、セーフティネット5号の指定業種がございますけれども、その業種の数も、おおむねリーマンショック前に戻っているというのは実態としてあろうかと思います。

あと、三神委員からいただきました、特に業種ごとによって、その創業期の扱いがちょっと違うのではないかというところについては、まさに御指摘、そのとおりだなと思いますので、このあたりは実態のところを今後の作業としてやりたいと思います。

あと、5号のところについての支援もそうですし、あと、人口動態等でおおむねわかるではないかといったところ、それを5号の今後の、例えば、制度の中にどう組み込めるか、これはちょっとテクニカルな話ですので、ここは我々の作業になろうかと思います。

あと、小林委員からありました抜本再生の局面でというところでございます。本日の資料の22ページにセーフティネット関連の一覧がございます。その中に、⑪として事業再生保証というのがございます。これはどちらかというと民事再生のケースなので、当面の3年間の必要な資金を手当てするということで、ただ、正直、余り実績がない。恐らく小林委員の御指摘されているところは、まさにそこから第2装備に入るようなところで、次に必要なニューマネーのところにどう手当てをするかということなので、そういう意味で言うと、制度として、ここは見直さなければいけない部分かなと思いますので、今回、余り書き込めておりませんけれども、その点、少し整理をさせていただきたいと思います。

あと、ガバナンスについての御意見も小林委員からありましたけれども、評価項目も含めて、改めて評価項目はこうだと言わないと、協会もどこをやればいいのかがわからないと思いますので、そこは多分、セットだと思います。

あと、責任共有の金利動向のところについては、我々は実態はなかなかわからないので、 ここももし金融庁から補足があれば、お願いをしたいと思います。

家森委員からありました負担金方針のところについても、実態のところは、今、座長から話がありましたとおり、もう少し確認をしていく必要があるのかなと思います。セーフ

ティネット5号の自己率のようなお話がございましたけれども、議事録に残る関係上、数字は精査した上で載せるという前提でお話をさせていただきたいと思いますが、一般保証で、足元26年度、3.4%に対して、いわゆるセーフティネット保証のところについては6.5%ということで、倍まではいきませんけれども、水準は随分違うということでございます。

そのときに、裏の保険の部分でどれぐらいのボリュームになっているかといいますと、足元、保険収支の赤が一応、1,600 億円程度になっているわけですが、これも精査をいたしますけれども、ほとんどがリーマンショックの緊急保証のときの弁済及びリーマンショックの緊急保証以外の 100%保証が、ほとんどこれはセーフティネット 5 号になるわけですけれども、大宗を占めているのかなと思います。ここは議事録に残る関係上、数字はきちっと確認した上で、また後日、委員の先生方等に御報告をしたいと思います。足元で言いますと、セーフティネット 5 号の割合は全体としては相当減っております。フローで言いますと、セーフティネット 5 号の割合は全体としては相当減っております。フローで言いますと 10%を切っているぐらいになっていますので、そういった意味で言うと、これもヒアリング等でお話がありましたが、責任共有制度が多数を占めているというのが現状かなと思います。

もし不足部分ありましたら、また委員から御指摘いただきたいと思いますが、一たん、 ここで。あと、金融庁から。

○村本座長 ありがとうございました。

では、伊野さんのほうで補足があれば、お願いします。

○伊野金融庁監督局総務課長 まず、保証部分の金利はどうなっているのですかという小林委員からの御質問でございます。実態がどうなっているかとか、数字的なものはわからない状況ではございますが、金融庁といたしましては、金融検査マニュアル等におきまして、融資条件の検討に当たっては、信用保証による信用リスクの低減についてはしっかりと見ていただいていますかということについても検証項目としております。そういう意味で、当然、信用保証によって信用リスクが低下する分については、その分、しっかりと反映させた融資をされているかということは着目していることになっております。

あと、家森委員からございました、保証をしているからといって安易に融資しているようなことはないのですかといった面につきましては、そもそも事業性評価ということで、融資先企業の事業の内容ですとか、そういったものを踏まえてしっかりとした融資を行ってくださいということを、特に近年、申し上げております。もちろん保証の利用の必要なケースはあると思いますけれども、そもそも融資先企業としっかりとお話をしていただいて融資をしていただくことが重要だと思っておりますので、単に信用保証をつけたから安易に融資していいのだということは、そもそも我々としていいことだとは思っていないという状況でございます。

以前の事例としまして、いわゆる旧債振替というので、既存融資を信用保証で乗りかえるということはそもそもやってはいけないことになっておるのですが、そういったものが行われていました金融機関については、平成11年でございましたが、19金融機関に対し

まして、そういうことをしてはいかんということで業務改善命令を出したような事例もございます。そういう意味で、信用保証がしっかりと適切に利用されているのかどうかということは、金融検査、監督の中でも拝見をさせていただいているという状況でございます。 以上でございます。

○村本座長 ありがとうございました。

まだまだ全ては事務局も対応できていないかもしれませんけれども、また後の議論の中 で発言があればお願いしたいと思います。

今のリプライについて、委員の先生方から、さらにというのがあれば、いかがでしょうか。

よろしいようでしたら、きょうは少しオブザーバーの方々にも御意見を伺いたいと思っております。たくさんオブザーバーの方がいらっしゃるので、どうしても最初に言っておきたいというのがあればあれなのですが、大変恐縮ですけれども、順番に少しずつ御発言いただくということでいかがでしょうか。なければないで結構でございますので。

それでは、全銀協から行きましょうか。

○全国銀行協会水谷三井住友銀行エリア企業部長 全国銀行協会三井住友銀行の水谷でございます。

全体の議論の方向性については特に大きな違和感は感じておりませんけれども、先生方からもお話ありますように、大きな方向感と実務ベースのギャップといいますか、ライフステージに応じて区分けするというお話に関しても、創業期というのは非常にわかりやすいのですけれども、成長したとか、成熟した後の悪化局面をどう対応するのかというのが、我々も現時点で具体的な案を持ってしゃべっているわけではないのですが、その辺が非常に難しいなというのが、まずもっての感想ですかね。感想というか、考えていることかと思います。

あと、各行の事例に対して、全体がどうかとか、金融監督の話もございましたけれども、 融資姿勢という意味においては、一時期の不良債権時代とは違って、銀行の財務というよ りは、銀行の営業姿勢であるとか、お客様への取り組みというのが監督されていると認識 しておりますので、融資姿勢とか、負担金方式とか、部分方式の点についても、御懸念、 御心配もあるのかなと思う反面、そう大きな差異はないというのは、繰り返しになります けれども、一言申し上げたいと思います。

以上です。

○全国地方銀行協会工藤横浜銀行執行役員リスク統括部長 地方銀行協会の横浜銀行の工藤と申します。

今、お話をいただいたように、大体の流れは、この間、お話ししたように、保証協会のところについては、小規模企業業者についての十分な配慮、不況業種、セーフティネットの重要性がここに盛り込まれておるということで、おおむねお話のとおりだなと思っていまけれども、11 ページあたりのところが、誤解をされても困るかなと思っていまして、

この間、こういう話もありましたけれども、インセンティブを持たせる仕組みについては、 おおむね合意が得られたのではないか。インセンティブの在り方を、ここはきめ細かくや らないと、いろいろ副作用ですとか、逆なモラルハザードというものも起きてしまいます ので、ここは十分に細やかなメリット、逆に6ページみたいに、メリットがある仕組みに ついての見直しを検討するみたいなことかなと思っていまして、ここについては十分に、 逆効果がないような形の制度設計が必要なのではないかと感じております。

あと、小林委員から話がありました、まさに抜本再生のところについては、ここは第2の創業という形ですので、抜本再生した後については、第2の創業期だと銀行も捉えていますので、ここについてはやはり手厚い保護で、新しく、そこからスタートです、リスタートですということでやっていくのかなと思っております。

それと、繰り返しになりますけれども、今、銀行のほうは事業性評価という形で、企業の事業をしっかり見て、それで取り組んでいこうという姿勢がございますので、保証協会(の保証)が有る・無しから安易な融資に取り組んでいることはないということは、この間、お話をさせていただきました。先ほど全国銀行協会さんからのお話もありましたように、その意味でも、負担方式と部分方式について、違いがあるような取り扱いは、業態全部、大丈夫ではないかと認識をしておるところでございます。

あと、もう一つ、三神委員から先ほど、御主人が転勤したときにというお話があったと思いますけれども、終わったような感じのお話でしたが、今、まさに進行している制度でございまして、例えば、女性の活用ということで、御主人の御勤務先が、例えば、神奈川県から九州のほうに行ってしまったということであると、九州の地方銀行に勤務ができる仕組みを今、つくって、まさに運用しているという状況で、何人か、そういった事例もありますという形です。そういった事例を、例えば、中小企業に生かして、技術を持っていらっしゃる女性の方が異動されたときに、同じような業種でできるような仕組みも、これは全国ネットでやっている保証協会の、いわゆる情報の仲介企業といった機能も果たせる分野ではないかと感じて御質問を伺っておりました。

以上でございます。

○第二地方銀行協会若栗北洋銀行融資企画部長 第二地方銀行協会北洋銀行の若栗と申します

方向感につきましては、全く異論のないところと理解しておりまして、問題は、これをどうやって具体化していくかが非常に難しいところかなと思っております。特に保証割合の違いについて、ライフステージに合わせたというところと、もう一つは資金使途に合わせたという部分をどうきれいに整理するかというのが非常に難しいところなのかなと。先ほどからお話出ていますように、創業期、それから、第2創業期といったところに対しての手厚い対応、それから、再生のときもというところ、そこら辺をしっかり見ていただきたいと考えております。

あと、部分保証方式と負担方式についてのお話もございましたけれども、金融機関とし

て、いわゆる小規模、それから、中小企業の皆さんに対して、どうやって円滑な資金供給をしていくかということで、事業性評価による積極的な融資という姿勢は全く変わらないという部分で、プロパーの資金であろうが、協会の保証つきの資金であろうが、そこら辺にモラルハザードはないとして対応させていただいているということで御理解いただけたらと思っております。

第二地銀からは以上でございます。

○全国信用金庫協会齋藤朝日信用金庫融資管理部長 全国信用金庫協会の朝日信用金庫の 齋藤です。よろしくお願いします。

まずは全般ですけれども、経営の持続可能性について、不確実性が高い小規模企業に配慮した記載となっている点につきましては、感謝申し上げたいと思います。

その中で、11ページの、先ほどから話が出ておりますライフステージに応じた保証というところですが、経営改善に取り組み続けるためのインセンティブを持たせる仕組みを検討するというところで一定理解はできるのですが、ライフステージ等を踏まえた制度設計を行うに当たりましては、前回のヒアリングの際にも申し上げたのですけれども、経営状況が変化しやすい中小・零細企業のライフステージは一様ではございませんので、単純に業歴、業況等で決めるのではなくて、さまざまな角度から慎重に制度設計をしていただければと思います。

それと、一般保証の保証割合、弾力化を検討するとしましても、基本ベースはやはり8 割保証の水準から検討していただきたいと思います。

それと、21ページのセーフティネット保証のところなのですが、不況業種を対象としたセーフティネット保証5号なのですが、現在は売上高の減少という単一な基準で対象先を絞る形になっておりまして、ほかの面も入れるですとか、基準設定をもうちょっと柔軟な設計にしていただければと思います。これから制度設計の際に、ぜひともその辺を御協力いただいて、可能であれば、そうしたことがわかるような記述をしていただけるとありがたいと思います。

それと、もう一つ、ちょっと細かい話なのですけれども、先ほど指定業種という話が出たので、私も前から思っているのですけれども、今、指定業種は230業種なのですが、例えば、印刷業とかが入っていません。全般的には不況業種ではないのかもしれないのですが、細かいことを言うと、トッパンと大日本印刷が頑張っているだけで、うちのエリアにある印刷業の大半は不況です。その辺の細かいところまで見ていただいて業種を決定していただければと思います。ちょっとつけ加えました。よろしくお願いします。

○全国信用組合中央協会奥川茨城県信用組合常勤理事 信用組合中央協会茨城県信用組合 の奥川でございます。

中間整理の論点整理と方向性については、おおむねこのような方向性なのかなと、そのような感じを持っております。

一律8割の保証の取り扱い関係の中で、創業期、成長期、成熟期といいましたライフス

テージに合わせた保証割合とすることで、例えば、創業期には手厚い支援をして、成長期には保証利用を減らしていく、最終的には保証卒業を目指すということでおおむね合意が得られたと考えてはおりますけれども、保証割合の変更時に慎重な取り扱いが必要と考えております。安易に成長期、成熟期と判定されることがないような仕組みづくりが必要ではないかと、そのように考えております。

また、創業期と小口向けの部分ですけれども、引き続き 100%保証が必要ではないかと考えております。我々は小規模事業者を中心にしている業界でありますので、小規模事業者外部環境の影響を本当に大きく受けやすいものですから、その部分で、小口事業者に対しましては、円滑な資金調達のために 100%が必要だと考えております。その中で、小口零細企業の保証を充実していってもらいたい、そう考えております。現在、1,250 万円になっておるわけですけれども、場合によっては、その辺の限度額を増額していただくような方法もないのかなと、このようなことも考えております。

あとは、セーフティネット機能の在り方ですけれども、より機動的、広域的にセーフティネットを発動できる仕組みを検討していけないものかと考えております。

茨城県で常総市の豪雨災害が起きまして、迅速なセーフティネットによりまして、現在、 手前どもでは、11月過ぎまして、金額でも、かなり多くの利用が行われているような現状 でございます。

それから、危機の状況が過ぎ去れば、後遺症を残さないように速やかにセーフティネットを発動する前の状況に戻れるような仕組みを検討すべきだという部分でございますが、 危機の状況が過ぎ去ったときの判断を慎重にする必要があると考えております。危機の状況が継続しているにもかかわらず、セーフティネットの取り扱いを外してしまうと、中小企業者を厳しい状況に追い込んでしまうようなリスクがあるのではないかという考えを持っております。

以上でございます。

- ○村本座長 ありがとうございました。 それでは、右側のほう、商工会議所さんからお願いしましょうか。
- ○日本商工会議所塩野主任調査役 日本商工会議所でございます。

これまでのヒアリングの場で我々の考え方を表明させていただく機会を与えていただきまして、また、今回の取りまとめの案という中で、おおむね我々の主張といいましょうか、考え方も反映していただいているということで、大変感謝しております。かねがね我々が申しました、中小企業、小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼすような見直しであっては断じてならないという大前提の考え方につきましては、事務局の方からの御説明、また、委員の先生方からも冒頭、そこをしっかり念頭に置いて、今後詳細に詰めていくというお言葉をいただきましたので、大変安心しております。

ただ、今後、各論がいろいろ検討されていく中で、そういう細かい議論になってくる中で、ややもすると、その大前提が置いていかれてということもなきにしもあらずというこ

とでございますので、そういう細かい検討をする際にも、常に頭の真ん中に置きつつ検討を進めていっていただきたい。そのために正式な取りまとめのペーパーの中には、そういったこともきっちり明記していただきたいと思っております。

また、一般保証の中での保証割合の見直し、それから、今日も出ておりましたセーフティネットの保証の在り方、こういったところが大きな見直しになるのかなと思っているのですが、検討を進めていく際には、我々ユーザーの立場からしますと、あまり制度をつくり込んでいくことによって、かえって使い勝手が悪くなるということだけは避けていただきたいと思っております。中小企業、小規模事業者が保証協会の制度を利用するという立場を考えると、一般枠で申し込みますとか、セーフティネット枠でお願いしますとかいうことを意識してお申し込みをすることは少なくて、肝心なのは、必要な時期に必要な金額が無理のない条件で調達できると、この一点が中小・小規模事業者にとって重要な問題でございますので、裏を返せば、出し手である金融機関の皆様、また連携して御対応いただく保証協会が動きやすい制度であることをお願いしたいと思います。

具体的には、かつての制度であったら、こういった条件でできたのだけれども、新しい制度になったらちょっと難しいなと。ただ、実態を見れば、本当は使えるようなカテゴリーにいるのだけれども、新しい制度でいくと、例えば、直近決算の数字でいったら別のカテゴリーになって、従来の対応ができない、困ったと。その際の基準というのを、例えば、決算書の何らかの指標で見ている場合には、その数字は半年とか1年前の数字であり、今、必要なのですというときには、その数字とはまた違った状態になっているということも、特に中小企業、小規模事業者の場合は、経営の状況が変わる変化のスピードも早いので、そういったことも簡単にすぐ起こり得るということでございますので、そういう面で、実態に合わせて使い勝手のよいものであることをぜひお願いしたいと考えております。

以上です。

○全国商工会連合会榎本企業環境整備課長 全国商工会連合会でございます。

特に責任共有制度の在り方の部分ですけれども、これは前回のヒアリングのときに私どもから申し上げさせていただいたのですが、特に地方の多くの中小・小規模事業者は、地域において維持・充実型を志向する、生業として事業を行っている方多くいらっしゃいます。まさしく長年地域に密着して先祖代々事業を営まれているという方が多く、単に業歴が長いということをもって成熟期、安定期にあるということで画一的な御判断をいただかないように、ぜひ丁寧な目配せをした御議論をお願いしたいと、改めて申し上げたいと思います。

あと、中小・小規模事業者が今回の見直しによって資金繰りに困難を来さないようにというのは、皆さんの共通認識だと私どもは認識しておるのですが、係る観点から、小口の零細企業保証制度については、先ほどもお話がありましたが、維持・拡充も含めて御検討を深めていただきたい、慎重な議論をいただきたいということを申し上げたいと思います。以上でございます。

○全国中小企業団体中央会及川政策推進部長 中央会です。

今後の検討に当たってということですけれども、おおむね合意が得られたという内容について、今もやっていただいていますけれども、特に地方の実態、地方の声、地方の小さい企業の声と、地方の信用組合初め金融機関の声を改めてもう一回聞いてみると、地方の声をしっかり聞いたものに反映をしていくということだと思います。

資料のほうですと、22ページにセーフティネット機能の在り方という、参考資料として 挙げられている一覧がございます。こういったセーフティネット機能、16あるわけですけれども、この中での使われ方、実績を踏まえて、実態をもう一回見ていくこと。特に⑤の 不況業種というところだと思いますが、私どもにも、四半期とか、半年ごとの売り上げの 手続について、もう少し簡略化できないかとか、売り上げの基準だけで、原材料とかが上がってくる中で、見た目は売り上げが上がっているようですけれども、収益が上がってこないとかいったものについて、あるいは250の中で、いろいろな業種ごとのきめ細かな対応が必要だと思います。今後、特に人口減少で企業は少なくなって、さきほどガソリンスタンドについてのご発言がありましたけれども、集約化とか協業化とかを図っていく中で、セーフティネット全体の、16含めた実態の調査が必要になってくると思います。

それと、不況業種の中では、売り上げのデータがしっかりわかっている業界はいいのでしょうけれども、そういうことがなかなか難しいところ、特に今後、サービス業というところもございますので、そういったものについて、なかなか業界のデータが把握できないようなところについてどうするのかということも含めて、今後の議論にしていただけばと思っております。

以上です。

○中小企業基盤整備機構船矢理事 中小企業基盤整備機構の船矢と申します。

私は、事業再生協議会の全国本部の機能を持っておりますので、その立場でオブザーバー参加しておりますけれども、独立行政法人でありますので、余り意見を言う立場ではないかと思います。したがって、きょうの基本的な方向性についてコメントはいたしませんけれども、一方で、事業再生を円滑に進めていく上で、信用保証協会との御協力、御理解をいただいて進めていくことは非常に重要でございますので、再生協議会の各地の現場の意見を踏まえて、今後、具体論を検討していくに際して、こういう点を改めれば、よりスムーズにいくのではないかという御意見がもし出てくれば、御紹介をしたいと思いますし、先ほど小林先生がおっしゃったような抜本再生の局面でのニューマネーを円滑に進めるための制度見直しとかいうことも、多分、共感するような意見が現場から出てくるのではないかと思っておりますので、それはまた今後、いろいろお伝えをしたいと思います。

○村本座長 ありがとうございました。

それでは、保証協会連合会の村山さん、最後のほうで済みませんが。

○全国信用保証協会連合会村山会長 連合会の村山でございます。

発言の機会をお与えいただきましたので、本来はまな板の鯉であるわけでございますけ

れども、一言だけ発言をさせていただければと思います。

資料 11 ページの責任共有のところの一律 8 割の取り扱いについてでございますけれども、①について、幾つかの団体からお話がございましたけれども、ライフステージという言葉があるわけですけれども、中小企業の成長のタイミングでありますとか、あるいは資金を必要とする状況というのは、個々の企業、また外部関係によって千差万別でございますので、個々のケースで、私ども保証協会と金融機関との間で協調、相談をさせていただきながら、保証付きとプロパー融資を併用するなどの方法で柔軟な責任共有を図っているところでございますので、今後の具体的な検討に当たりましては、各協会が地域の金融機関との間で培っている信頼関係、あるいは個々の企業の状況に応じた支援の経験というものが十全に発揮されて、中小企業の実態に即した柔軟な運用が可能となるような御配慮をぜひお願いをいたしたいと思います。

それから、②につきましては、これから実態の精査の中でということでございますけれども、ぜひ現場の声もお聞き取りいただいて、実態に即した、よりよい制度に向けて検討いただければとお願いする次第でございます。

それから、③のなお書きのところでございますけれども、小規模事業者につきましては、 きょうの資料の中でも金融機関の御意見が掲載されておりましたけれども、主要な取引先 の受注減少等によりまして経営状況が急変するといった話もあるなど、小規模事業者は外 部環境の影響を大変受けやすいことから、この点について十分な御配慮をいただければと 思います。

それから、④でございますけれども、一定のルールを整備するという点でございますが、 余り固定的なルールであるとか、あるいはパターン化され過ぎたルールになりますと、個々 のケースに当てはまらず、結果的に事業者のニーズに対応できなくて、対応しづらくなっ てしまうということもございますので、検討に当たりましては、そうした点も踏まえて柔 軟な運用が可能となるよう御配慮いただければと存じます。

それから、⑤でございますけれども、保証利用者の取り組み状況のモニタリングにつきましては、現在、金融と経営を一体的に支援する保証制度の活用などによりまして、事業再生や経営改善支援に取り組む中小企業者を金融機関の協力をいただきながら進めているところでございます。また、経営改善のインセンティブにつきましては、こうした制度を活用した場合には、保証料率の割引といったような形での取り組みを行っております。

私どもといたしましては、引き続きこうした施策をさらに裾野を拡大しつつ、積極的に 進めてまいりたいと思っておりますので、今後の検討に当たりましては、そうした点も踏 まえて御検討いただければと存じます。

私からは、その点についてだけお話をさせていただきました。ありがとうございます。 ○村本座長 ありがとうございました。

CRD協会さん、ございますか。

○CRD協会吉田理事 ありがとうございます。

私も日本政策公庫にいたときは、前回の中政審の事務局というか、公庫側の事務局でやらせていただいたり、また、今回もこのような席に出せていただきまして、ありがとうございます。

私どもとしましては、全体の方向感、これから具体的なものが出てくるのだろうと思うのです。そのときに、私どもは診断ツールというものを出しております。各協会もお使いいただいているのですけれども、金融機関にもお使いいただいているのですが、お役立てていただけるようなものも提供しておりますので、ぜひ、そうしたものの積極的な利用も必要なのかなと思っております。

それから、もう一つ、地方創生絡みで、今、私どもといたしましては、340 万社のデータを持っておりますので、地方経済のシステム、RESASにもこれからデータを搭載することになっております。したがいまして、私どものデータも、これからの詳細な検討の際にはぜひ我々も御協力させていただこうと思っていますので、御活用いただければと思っております。

以上でございます。

○村本座長 ありがとうございました。

ひとあたり伺いましたが、きょうは省庁からもお見えですが、財務省さん、何かございましたら。よろしゅうございますか。

日本銀行さんはいいですか。

公庫はいいですね。

○日本政策金融公庫橋本保険部門長 一言だけ。国際会議などに出席いたしますと、日本の信用保証制度について説明すると、非常に注目を浴びるのですね。長い歴史であるとか、浸透度、また、過去の経済危機をどう乗り切ってきたか、そのあたりについて、非常に関心を持たれます。日本にいるとき以上に、この制度がこんなにすばらしいものだったというのを、外にいて改めて感じるわけで、こういう制度を将来に向けてどう確保していくのか、改善していくのかというのは非常に大切ですので、ぜひ引き続き御検討をいただきたいなと。将来、世界的にも目標とされるような制度であり続けて、我々公庫も信用補完制度の一役を担っておりますので、世界の国の目標とされるような制度としていきたいと思っております。

以上です。

○村本座長 ありがとうございました。

金融庁さんはございますか。よろしゅうございますか。

ひとあたり聞かせていただきました。さらにまだ御発言がございましたら、時間が多少 ございますが、よろしいでしょうか。

冒頭、河原委員がおっしゃいましたカルテの話も非常に重要な話だと個人的には思っていまして、別途、ローカルベンチマークという考え方を使って、そういう目線合わせができるようなことを制度としてできないかと考えておりますが、現実では、私がかかわって

いることだけで申し上げますと、金融機関が今、財務情報だけで融資をするという体制ではなくて、金融庁が言っていらっしゃるような事業性を評価するか、どうするかというときに、1つのアイデアとしては、知的資産経営報告書などと言っているのですけれども、非財務情報をきちっと評価するということに取り組んでいるところがたくさんございます。それの実際の話を聞いてみますと、金融機関が単に企業を見るのではなくて、何度も何度も行き来をし、情報をお互いに共有しながらやるなどということを実はやっておりまして、事実上、カルテみたいなことが動いているような事例もかなりできているのではないかと思っておりまして、そういうものもこういうものに取り入れられたらいいなと個人的には思ったりしております。

そういうことで、きょう伺った感じで、基本的なところで、これでは困るという御意見はなかったように思うので、我々のとりあえずのミッションは報告性を示すということでございますので、これを踏まえて、次回に方向性の考え方をきちっと示す中間論点整理のまた整理みたいなことになるかもしれませんが、どういう形になるかということも含めて、事務局から最後のお考えを、部長からでしょうか、お願いします。

○木村事業環境部長 本当にいろいろとコメントを今回もいただきまして、ありがとうございました。

あくまでも慎重に検討するということでお話もしてきておりましたし、こうやって方向性、だんだんまとまりに近づいてきておりまして、これも委員の先生方、それから、オブザーバーの皆さん方の御協力あってのことだと、深く感謝をしてございます。

いずれにしても、本日いただいた御意見、特に懸念としても改めて示されました資金繰りへの悪影響の回避でございますとか、あるいはライフステージごとと言っても、それは制度設計いかんによるので、そういうところは慎重に、あるいは柔軟にやるべきというような、さまざまな御指摘をいただいたと思います。それも踏まえまして、私ども、さらに検討を進めていきたいと思っておりますけれども、次回に向けましては、きょういただいた御意見を、資料2をボリュームアップするといいますか、これに加筆・修正するような形でとりあえず進めさせていただければと思っております。基本的には、親会、すなわち中小企業政策審議会の基本問題小委員会への中間報告という形にかえさせていただければと思っております。

次回でございますけれども、今、調整中でございますが、星野大臣政務官が出席する可能性がございますので、その点についても別途申し添えさせていただければと思っております。

いずれにしても、また改めて、次回、確認していただく機会を設けさせていただきます ので、とりあえず中間的な整理として年内にまとめるということでお願いしたいと思って おります。ありがとうございます。

○村本座長 ということでございますので、きょうの時点では、一応、資料2の案をベースに考えるということで、次回の委員会ではもう少し方向性を明確にしたものをつくって、

親委員会に報告できるようなものにするということで進めさせていただければと思っております。

多少時間が余りましたが、きょうはこれで終わりたいと思います。どうもありがとうご ざいました。